別紙７

各室リスト

本館1階

	改修の必要性	部屋の名称	面積（㎡）	要求水準	建築		電気設備					機械設備						主要な什器・備品等		特記事項
					ドア形状	遮音性能	照明・電灯コンセント	電話	TV接続端子	庁内LAN	放送設備	空調	給排水	給湯	手洗い・洗面化粧台	流し台	ガス	本事業で設置	事業範囲外	
	有無				記載	有無	有無	台数	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無			
A棟	×	所長室	29	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	地域振興局・局長室	22	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	地域振興局・総務室	90	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	地域振興局・農商工連携チーム	30	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	地域振興局・西部観光商工課	29	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	地域振興局・中山間地域振興チーム	42	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	総合案内	18	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	○	診察室 ※現：大山振興室の位置を想定	64	ア　諸室の用途 ・来庁者を対象とした診察室。 イ　諸室の仕様 ・診察室本体と別に中待合室を設置し、パーテーションで区切ること。	引き戸	有	有	1	無	無	有	有	無	無	有	無	無		机、診察台、平行棒、車椅子（見本用） （中待合室） ソファー	
	○	補装具装着室 ※現：米子パスポートセンター及びサテライトオフィスの位置を想定	60	ア　諸室の用途 ・障がい者の補装具装着等の定期相談に使用。 イ　諸室の仕様 ・出入口は引き戸とする(通路幅120cm以上）。 ・業者が装具を作成する際、型取りを行うため、作業用の流し台（給排水設備含む。深めのもの。）を設置する。 ・定期相談の際に利用者が同時に装具の脱着を行うため、4区画分の仕切りカーテンを設置する。	引き戸	無	有	1	無	無	有	有	有	無	有	有	無	仕切りカーテン （4区画分）	机、椅子、ベッド	
	×	地域県民室	24	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	パンフレットラック、ソファー	－
	×	交通事故相談所	15	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	机、椅子、協議机、ロッカー	
	×	宿直室	20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	清掃業者控室	12	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	倉庫	63	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	○	空調機室	11	ア　諸室の用途 ・冷暖房用の空調機を設置 イ　諸室の仕様 ・必要に応じて従来の機器を撤去し、熱源再構成に合わせた機器を設置	開き戸	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	空調機	－	－
	×	多目的トイレ	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	トイレ（男）	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	トイレ（女）	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	給湯室	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	階段	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	エレベーター	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	廊下	120	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	玄関	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	通用口	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
B棟	×	待合室 ※現：相談室の位置を想定	30	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	車庫	585	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	ロッカー室1	63	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	ロッカー室2	19	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	階段	13	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

本館2階

	改修の必要性	部屋の名称	面積（㎡）	要求水準	建築		電気設備					機械設備						主要な什器・備品等		特記事項
					ドア形状	遮音性能	照明・電灯コンセント	電話	TV接続端子	庁内LAN	放送設備	空調	給排水	給湯	手洗い・洗面化粧台	流し台	ガス	本事業で設置	事業範囲外	
	有無				記載	有無	有無	台数	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無			
A棟	○	書庫２－１	45	ア 諸室の用途 ・常用資料の保管。 イ 諸室の仕様 ・倉庫として適当なスペースとすること。	開き戸	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	―	キャビネット	
	○	書庫２－２	110	ア 諸室の用途 ・常用資料の保管。 イ 諸室の仕様 ・倉庫として適当なスペースとすること。	開き戸	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	―	キャビネット	
	○	西部教育局 ※現：県土整備局計画調査課付近を想定	80	ア 諸室の用途 ・事務室としての利用 イ 諸室の仕様 ・事務室として適当なスペースとすること。	―	無	有	○（台）	有	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、ロッカー	
	○	西部教育局長室	30	ア 諸室の用途 ・局長の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ 諸室の仕様 ・個室とし、パーテーションで区切ること。 ・配置は西部教育局に隣接した位置。	引き戸	無	有	7	有	有	無	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、キャビネット	―
	○	会議スペース２－１	95	ア 諸室の用途 ・事務室または会議室としての利用 イ 諸室の仕様 ・事務室内に応接室を区分するための仕切り及び扉を設置 ・電話回線、インターネット回線（独自）を敷設	―	無	有	2	有	無（独自）	有	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、ロッカー	
	○	会議スペース２－２	30	ア 諸室の用途 ・事務室または会議室としての利用 イ 諸室の仕様 ・四方が囲まれるようにパーテーションによる仕切りを設置 ・事務室正面に出入口を設置 ・電話回線、インターネット回線（独自）を敷設	引き戸	無	有	2	有	無（独自）	有	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、ロッカー	
	○	会議室２－１ ※現：県土整備局長室の位置を想定	40	ア 諸室の用途 ・職員、来庁者の会議室。 イ 諸室の仕様 ・四方が囲まれるようにパーテーションによる仕切りを設置 ・会議室正面に出入口を設置	開き戸	無	有	1	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子	
	○	会議室２－２ ※現：建設総務課事務室付近を想定	60	ア 諸室の用途 ・職員、来庁者の会議室。 イ 諸室の仕様 ・四方が囲まれるようにパーテーションによる仕切りを設置 ・会議室正面に出入口を設置	引き戸	無	有	1	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子	―
	○	会議室２－３	90	ア 諸室の用途 ・職員、来庁者の会議室。 イ 諸室の仕様 ・四方が囲まれるようにパーテーションによる仕切りを設置 ・会議室正面に出入口を設置	引き戸	無	有	1	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子	―
	○	会議室２－４	40	ア 諸室の用途 ・職員、来庁者の会議室。 イ 諸室の仕様 ・四方が囲まれるようにパーテーションによる仕切りを設置 ・会議室正面に出入口を設置	引き戸	無	有	1	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子	―
	×	トイレ（男）	14	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	トイレ（女）	14	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	給湯室	3	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	階段	14	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	エレベーター	6	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	廊下	24	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	○	空調機室	11	ア 諸室の用途 ・冷暖房用の空調機を設置 イ 諸室の仕様 ・必要に応じて従来の機器を撤去し、熱源再構成に合わせた機器を設置	開き戸	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	空調機	―	―
B棟	×	講堂	263	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	第2会議室	48	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	食堂（談話室）	66	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	物販スペース	33	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	休養室（男）	21	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	休養室（女）	16	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	倉庫１	10	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	倉庫２	17	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	倉庫３	7	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	多目的トイレ	7	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	トイレ（男）	16	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	トイレ（女）	16	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	階段	13	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	廊下	127	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

本館3階

	改修の必要性	部屋の名称	面積（㎡）	要求水準	建築		電気設備					機械設備						主要な什器・備品等		特記事項
					ドア形状	遮音性能	照明・電灯コンセント	電話	TV接続端子	庁内LAN	放送設備	空調	給排水	給湯	手洗い・洗面化粧台	流し台	ガス	本事業で設置	事業範囲外	
	有無				記載	有無	有無	台数	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無			
A棟	×	生活環境局・局長室	32	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	生活環境局・環境・循環推進課事務室	92	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	生活環境局・生活安全課事務室	92	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	食品衛生協会・事務室	18	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	米子工事検査事務所 ※現在の第5会議室をそのまま活用	45	ア 諸室の用途 ・職員の執務室 イ 諸室の仕様 ・事務室として適したスペースとすること。	開き戸	無	既設対応	2	有	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子	―
	×	サテライトオフィス ※現：県税相談室の位置を想定	25	ア 諸室の用途 ・職員の執務室 イ 諸室の仕様 ・事務室として適したスペースとすること。	開き戸	無	既設対応	0	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子、パソコン、電話	―
	○	書庫３－１	43	ア 諸室の用途 ・常用資料の保管。 イ 諸室の仕様 ・四方が囲まれるようにパーテーションによる仕切りを設置 ・倉庫として適したスペースとすること。	開き戸	無	既設対応	0	無	無	無	無	無	無	無	無	無	―	キャビネット	―
	×	会議室３－１ ※現：第４会議室をそのまま活用	32	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	○	会議室３－２	63	ア 諸室の用途 ・職員、来庁者の会議室。 イ 諸室の仕様 ・四方が囲まれるようにパーテーションによる仕切りを設置 ・会議室正面に出入口を設置	引き戸	無	既設対応	1	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子	―
	○	会議室３－３	60	ア 諸室の用途 ・職員、来庁者の会議室。 イ 諸室の仕様 ・四方が囲まれるようにパーテーションによる仕切りを設置 ・会議室正面に出入口を設置	引き戸	無	既設対応	1	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子	―
	○	会議室３－４	46	ア 諸室の用途 ・職員、来庁者の会議室。 イ 諸室の仕様 ・四方が囲まれるようにパーテーションによる仕切りを設置 ・会議室正面に出入口を設置	引き戸	無	既設対応	1	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子	―
	○	空調機室	11	ア 諸室の用途 ・冷暖房用の空調機を設置 イ 諸室の仕様 ・必要に応じて従来の機器を撤去し、熱源再構成に合わせた機器を設置	開き戸	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	空調機	―	―
	×	多目的トイレ	8	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	トイレ（男）	14	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	トイレ（女）	14	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	給湯室	3	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	階段	14	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	エレベーター	6	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	廊下	46	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

本館4階

	改修の必要性	部屋の名称	面積（㎡）	要求水準	建築		電気設備					機械設備						主要な什器・備品等		特記事項
					ドア形状	遮音性能	照明・電灯コンセント	電話	TV接続端子	庁内LAN	放送設備	空調	給排水	給湯	手洗い・洗面化粧台	流し台	ガス	本事業で設置	事業範囲外	
	有無				記載	有無	有無	台数	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無			
A棟	×	農林局・地域整備課	138	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	農林局・西部農業改良普及所	92	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	農林局・局長室	32	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	農林局・農林業振興課	67	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	○	会議スペース4－1	95	ア　諸室の用途 ・事務室又は会議室として利用。 イ　諸室の仕様 ・電話回線、インターネット回線（独自）を敷設 ・四方が囲まれるようにパーテーションによる仕切りを設置	無	無	有	2	有	無（独自）	有	有	無	無	無	無	無	－	机・椅子・PC等	－
	○	会議スペース4－2	40	ア　諸室の用途 ・事務室又は会議室として利用。 イ　諸室の仕様 ・電話回線、インターネット回線（独自）を敷設 ・四方が囲まれるようにパーテーションによる仕切りを設置	無	無	有	2	有	無（独自）	有	有	無	無	無	無	無	－	机・椅子・PC等	－
	○	会議スペース4－3	42	ア　諸室の用途 ・事務室又は会議室として利用。 イ　諸室の仕様 ・電話回線、インターネット回線（独自）を敷設 ・四方が囲まれるようにパーテーションによる仕切りを設置	無	無	有	2	有	無（独自）	有	有	無	無	無	無	無	－	机・椅子・PC等	－
	×	健康相談室 現：閲覧室の位置を想定	27	ア　諸室の用途 ・事務室又は会議室として利用。 イ　諸室の仕様 ・室内の段差を解消し、フラットな床面とすること。	開き戸	無	有	1	無	無	有	有	無	無	無	無	無	－	机・椅子	－
	○	空調機室	11	ア　諸室の用途 ・冷暖房用の空調機を設置 イ　諸室の仕様 ・熱源再構成に合わせた機器を設置	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	多目的トイレ	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	トイレ（男）	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	トイレ（女）	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	給湯室	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	階段	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	エレベーター	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	廊下	44	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	電算制御室（電話交換機械室）	20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	×	建築図面倉庫	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

新館1階

	改修の必要性	部屋の名称	面積（㎡）	要求水準	建築		電気設備					機械設備						主要な什器・備品等		特記事項
					ドア形状	遮音性能	照明・電灯コンセント	電話	TV接続端子	庁内LAN	放送設備	空調	給排水	給湯	手洗い・洗濯化粧水	流し台	ガス	本事業で設置	事業範囲外	
	有無				記載	有無	有無	台数	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無			
A棟	○	会議スペース新館A1－1 ※現：米川土地改良区事務室の位置を想定	35	ア 諸室の用途 ・事務室又は会議室として利用。 イ 諸室の仕様 ・事務室側または廊下側から双方が確認できるよう、大きめのガラスが設置された引き戸を設置すること。 ・来客用のカウンターを設置する。 ・電話回線、インターネット回線（独自）を敷設	引き戸	無	有	2	有	無 （独自）	有	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、キャビネット	―
	○	倉庫	200	ア 諸室の用途 ・常用資料の保管。 イ 諸室の仕様 ・既存機械設備を撤去し、ロッカー等が設置できる床面とする。 ・天井、壁面等は現状どおりで差し支えない。	開き戸	無	有	0	無	無	無	無	無	無	無	無	無	―	キャビネット	―
	○	医薬品保管庫 ※現：電気室を想定	54	ア 諸室の用途 ・医薬品の保管 ・原子力災害時に使用する機器類等（GMサーベイ等） イ 諸室の仕様 ・抗インフルエンザ薬備蓄のため、独立した空調設備を設置し、常時一定の温度（1～30℃）に保つ。 ・大型の段ボールが効率的に収納できるよう、棚を設置する。	開き戸	無	有	0	無	無	無	有	無	無	無	無	無	棚	―	―
	○	医療廃棄物保管庫	15	ア 諸室の用途 ・医療廃棄物の保管。 イ 諸室の仕様 ・倉庫の一角をパーテーションで区切り、施錠できる状態とする。 ・床の不浸透処理を行う。	開き戸	無	有	0	無	無	無	無	無	無	無	無	無	―	ダストボックス等	―
	○	生活環境局作業室	37	ア 諸室の用途 ・水質事故の対応の際に検査を実施。また、必要な検査機器、計器類等の保管。 ・鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査を実施。 イ 諸室の仕様 ・流し台（給排水設備含む）及び換気扇を設置する。	開き戸	無	有	1	無	無	有	有	有	無	無	有	無	―	大型冷蔵庫、ロッカー等	―
	×	トイレ（男）	9		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	トイレ（女）	11		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	給湯室	4	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	エレベーター	6	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	階段	13	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	廊下	50	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	風除室	15	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	ロッカー室	29	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
B棟	○	会議スペース新館B1-1 ※現：地域振興局倉庫の位置を想定	36	ア 諸室の用途 ・事務室又は会議室として利用。 イ 諸室の仕様 ・電話回線、インターネット回線（独自）を敷設	開き戸	無	有	1	有	無 （独自）	有	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、キャビネット	―
	×	米子県土整備局・現業技術員室	63	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	一般廃棄物置き場	11	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	産業廃棄物置き場	11	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	自転車置き場	149	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	渡り廊下	72	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	○	外階段		ア 諸室の用途 ・相談や血液検査等の秘匿性の高い事案の来客者が使用。 イ 諸室の仕様 ・プライバシー保護のため、階段に屋根及び壁を設置する。	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

新館2階

	改修の必要性	部屋の名称	面積（㎡）	要求水準	建築		電気設備					機械設備						主要な什器・備品等		特記事項
					ドア形状	遮音性能	照明・電灯コンセント	電話	TV接続端子	庁内LAN	放送設備	空調	給排水	給湯	手洗い・洗面化粧台	流し台	ガス	本事業で設置	事業範囲外	
	有無				記載	有無	有無	台数	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無			
A棟	○	福祉保健局福祉支援課 ※現：第16会議室の位置を想定	69	ア　諸室の用途 ・職員の執務室。 イ　諸室の仕様 ・廊下とカウンター等を介してオープンな間取りとする。 ・来客用のカウンターを設置する。 ・事務室として適したスペースとすること。	―	無	有	7	有	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、キャビネット、複合機等	―
	○	福祉保健局障がい者支援課（1） 現：西部町村会事務室の位置を想定	80	ア　諸室の用途 ・職員の執務室。 イ　諸室の仕様 ・来客用のカウンターを設置する。 ・事務室として適したスペースとすること。	―	無	有	10	有	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、キャビネット、複合機等	―
	○	福祉保健局障がい者支援課（2） 現：住宅供給公社の位置を想定	32	ア　諸室の用途 ・職員の執務室。 イ　諸室の仕様 ・廊下とカウンター等を介してオープンな間取りとする。 ・来客用のカウンターを設置する。 ・事務室として適したスペースとすること。	―	無	有		有	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、キャビネット、複合機等	―
	×	多目的トイレ	7	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	○	トイレ（男）	17	ア　諸室の用途 ・職員、来庁者用トイレ。 イ　諸室の仕様 ・洋式トイレを設置。	開き戸	無	有	無	無	無	無	無	有	無	有	無	無	洋式便器	―	―
	○	トイレ（女）	14	ア　諸室の用途 ・職員、来庁者用トイレ。 イ　諸室の仕様 ・洋式トイレを設置。	開き戸	無	有	無	無	無	無	無	有	無	有	無	無	洋式便器	―	―
	×	災害対策室（現地情報集約センター）	130																	
	×	廊下	56	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	給湯室	3	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	階段	18	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	エレベーター	6	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
B棟	○	会議室	32	ア　諸室の用途 ・結核審査会等を開催する会議室。 イ　諸室の仕様 ・呼び出しブザーを入口外側に設置する。	引き戸	有	有	1	無	有	無	有	無	無	無	無	無	―	PC、モニター、長机、椅子、キャビネット、シャウカステン	―
	○	心理検査室	21	ア　諸室の用途 ・来庁者の検査室。主に車椅子や電動車椅子の利用者（脳性麻痺及び重度心身障害者）が来庁。 イ　諸室の仕様 ・入口は広めの引き戸とする。 ・防犯ブザーを設置する。	引き戸	有	有	1	無	無	無	有	無	無	無	無	無	防犯ブザー	机、椅子、キャビネット	―

改修の必要性	部屋の名称	面積（㎡）	要求水準	建築		電気設備					機械設備						主要な什器・備品等		特記事項
				ドア形状	遮音性能	照明・電灯コンセント	電話	TV接続端子	庁内LAN	放送設備	空調	給排水	給湯	手洗い・洗面化粧台	流し台	ガス	本事業で設置	事業範囲外	
有無				記載	有無	有無	台数	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無			
○	検体検査室	25	ア 諸室の用途 ・職員が血液等を検査する。 イ 諸室の仕様 ・採血室と隣接した配置とし、採血室に入室するためのドアを設置する。 ・流し台（手洗い場として併用、給排水設備含む）を設置する。	引き戸	無	有	1	無	無	有	有	有	無	有	有	無	検査台	遠心分離機、遠心分離機設置台、冷凍庫、物品保管棚	―
○	採血室	25	ア 諸室の用途 ・血液検査受検者の採血を行う。 イ 諸室の仕様 ・検体検査室と隣接した配置とし、検体検査室に入室するためのドアを設置する。 ・手洗い場（給排水設備含む）を設置する。 ・部屋の奥をパーテーションで仕切り、血液検査用物品が格納できるような部屋を設置する。	引き戸	無	有	1	無	無	有	有	有	無	有	無	無	―	机、椅子、ベッド	―
○	倉庫２－１	10	ア 諸室の用途 ・物品の保管 イ 諸室の仕様 ・倉庫として利用可能な部屋とする。	引き戸	無	有	0	無	無	有	無	無	無	無	無	無	―	机、椅子、ベッド	―
×	倉庫２－２	9																	―
○	相談室1	10	ア 諸室の用途 ・精神患者やDV被害者との面談室 ・血液検査時の待合室 イ 諸室の仕様 ・防犯ブザー（室内据付型）を設置する。 ・間仕切り壁は天井までの高さで、防音機能があるものとし、プライバシーに配慮する。 ・室内に木材を使うなど工夫し、無機質な感じは避ける。	引き戸	有	有	1	無	無	無	有	無	無	無	無	無	防犯ブザー	テーブル、椅子	―
○	相談室2	10	ア 諸室の用途 ・精神患者やDV被害者との面談室 ・血液検査時の待合室 イ 諸室の仕様 ・防犯ブザー（室内据付型）を設置する。 ・間仕切り壁は天井までの高さで、防音機能があるものとし、プライバシーに配慮する。 ・室内に木材を使うなど工夫し、無機質な感じは避ける。	引き戸	有	有	1	無	無	無	有	無	無	無	無	無	防犯ブザー	テーブル、椅子	―
○	相談室3	10	ア 諸室の用途 ・精神患者やDV被害者との面談室 ・血液検査時の待合室 イ 諸室の仕様 ・防犯ブザー（室内据付型）を設置する。 ・間仕切り壁は天井までの高さで、防音機能があるものとし、プライバシーに配慮する。 ・室内に木材を使うなど工夫し、無機質な感じは避ける。 ・窓に飛び降り防止のための柵を設置する。	引き戸	有	有	1	無	無	無	有	無	無	無	無	無	防犯ブザー	テーブル、椅子	―
○	相談室4	10	ア 諸室の用途 ・精神患者やDV被害者との面談室 ・血液検査時の待合室 イ 諸室の仕様 ・防犯ブザー（室内据付型）を設置する。 ・間仕切り壁は天井までの高さで、防音機能があるものとし、プライバシーに配慮する。 ・窓に飛び降り防止のための柵を設置する。	引き戸	有	有	1	無	無	無	有	無	無	無	無	無	防犯ブザー	テーブル、椅子	―
○	相談室5 ※現：相談室を転用	21	ア 諸室の用途 ・精神患者やDV被害者との面談室 ・血液検査時の待合室 イ 諸室の仕様 ・防犯ブザー（室内据付型）を設置する。 ・間仕切り壁は天井までの高さで、防音機能があるものとし、プライバシーに配慮する。 ・室内に木材を使うなど工夫し、無機質な感じは避ける。 ・窓に飛び降り防止のための柵を設置する。	開き戸	有	有	1	無	無	無	有	無	無	無	無	無	防犯ブザー	テーブル、椅子	―
○	相談室6	30	ア 諸室の用途 ・精神患者やDV被害者との面談室 ・血液検査時の待合室 イ 諸室の仕様 ・防犯ブザー（室内据付型）を設置する。 ・間仕切り壁は天井までの高さで、防音機能があるものとし、プライバシーに配慮する。 ・室内に木材を使うなど工夫し、無機質な感じは避ける。 ・窓に飛び降り防止のための柵を設置する。	引き戸	有	有	1	無	無	無	有	無	無	無	無	無	防犯ブザー	テーブル、椅子、座卓、遊具	―

新館3階

	改修の必要性	部屋の名称	面積（㎡）	要求水準	建築		電気設備					機械設備						主要な什器・備品等		特記事項
					ドア形状	遮音性能	照明・電灯コンセント	電話	TV接続端子	庁内LAN	放送設備	空調	給排水	給湯	手洗い・洗面化粧台	流し台	ガス	本事業で設置	事業範囲外	
	有無				記載	有無	有無	台数	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無			
A棟	○	福祉保健局局長室 ※現：第19会議室の位置を想定	30	ア　諸室の用途 ・福祉保健局長の執務室。 イ　諸室の仕様 ・事務室として適したスペースとすること。 ・室内に木材を使うなど工夫する。	引き戸	無	有	1	有	有	有	有	無	無	無	無	無	―	協議机（8～10人掛け） テレビ	―
	○	福祉保健局福祉企画課 ※現：鳥取県土地改良事業団体連合会の位置を想定	77	ア　諸室の用途 ・職員の執務室。 イ　諸室の仕様 ・来客用のカウンターを設置する。 ・事務室として適したスペースとすること。	―	無	有	7	有	有	有	有	無	無	無	無	無	―	テレビ	―
	○	福祉保健局健康支援課 ※現：西部教育局、米子工事検査事務所の位置を想定	151	ア　諸室の用途 ・職員の執務室。 イ　諸室の仕様 ・事務室として適したスペースとすること。 ・血液検査専用ブザーの音が鳴るスピーカーを設置する。 ・来客用のカウンターを設置する。 ・受付カウンターは、一人一人のスペースを区切ったブースを用意する。	―	無	有	12	有	有	有	有	無	無	無	無	無	血液検査専用ブザー付属スピーカー	テレビ	―
	○	会議室	50	ア　諸室の用途 ・職員、来庁者の会議室(緊急時は医療救護対策支部として使用) イ　諸室の仕様 ・災害時には通信機器や機材を設置する予定としており、OAフロアーとすること、	引き戸	無	有	4	有	有	有	有	無	無	無	無	無		机、椅子、キャビネット、PC、 電話、複合機、テレビ	―
	×	倉庫 ※現：組合書記局の位置を想定	32		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	トイレ（男）	17		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	トイレ（女）	13		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	給湯室	3		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	階段	18		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	エレベーター	6		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	×	廊下	81		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

新棟1階

部屋の名称	面積（㎡）	要求水準	建築		電気設備					機械設備						主要な什器・備品等		特記事項
			ドア形状	遮音性能	照明・電灯コンセント	電話	TV接続端子	庁内LAN	放送設備	空調	給排水	給湯	手洗い・洗面化粧台	流し台	ガス	本事業で設置	事業範囲外	
			記載	有無	有無	台数	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無			
市都市整備部建築相談課	155	ア 諸室の用途 ・職員の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ 諸室の仕様 ・他の市都市整備部各課、県生活環境局とも廊下とカウンター等を介してオープンな間取りとする。 ・来客用のカウンターを設置する。	―	無	有	5	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、キャビネット	―
市都市整備部住宅政策課		ア 諸室の用途 ・職員の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ 諸室の仕様 ・来客用のカウンターを設置する。	―	無	有	5	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、キャビネット	―
生活環境局建築住宅課	160	ア 諸室の用途 ・職員の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ 諸室の仕様 ・非常通報装置（110番直結）を設置 ・来客用のカウンターを設置する。	―	-	有	10	○	○	○	○	-	-	-	-	-	―	協議机、椅子、パンフレットラック、複写機、シュレッダー機、カウンター、壁面掲示板、TV	―
面談室	20	ア 諸室の用途 ・来庁者対応 イ 諸室の仕様 ・個室とし、パーテーションで区切ること。	引き戸	有	有	1	無	無	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子	―
倉庫（県生活環境局）	100	ア 諸室の用途 ・常用資料の保管。 イ 諸室の仕様 ・執務室の近くへ配置すること。	開き戸	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	―	オープンラック	―
倉庫（県県土整備部）	50	ア 諸室の用途 ・常用資料の保管。 イ 諸室の仕様 ・執務室の近くへ配置すること。	開き戸	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	―	オープンラック	―
会議スペース新棟１－１ （住宅供給公社）	30	ア 諸室の用途 ・事務室又は会議室として利用。 イ 諸室の仕様 ・他の市都市整備部各課、県生活環境局とも廊下とカウンター等を介してオープンな間取りとする。	―	無	有	2	有	無 （独自）	有	無	無	無	無	無	無	―	オープンラック	―
会議室新棟１－１	70	ア 諸室の用途 ・職員、来庁者の会議室。 イ 諸室の仕様 ・個室とし、パーテーションで区切ること。 ・会議室正面に出入口を設置	開き戸	無	有	1	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子	―
会議室新棟１－２	30	ア 諸室の用途 ・職員、来庁者の会議室。 イ 諸室の仕様 ・個室とし、パーテーションで区切ること。 ・会議室正面に出入口を設置	開き戸	無	有	1	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子	―
会議室新棟１－３	30	ア 諸室の用途 ・職員、来庁者の会議室。 イ 諸室の仕様 ・個室とし、パーテーションで区切ること。	開き戸	無	有	1	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子	―
パスポートセンター	40	ア 諸室の用途 ・パスポート作成及び交付に係る委託事業者又は職員の執務室 イ 諸室の仕様 ・電話回線、インターネット回線（独自）を敷設 ・来客用のカウンターを設置	引き戸	無	有	1	無	無	―	―	―	―	―	―	―	カウンター	机、椅子、ロッカー	―
更衣室	140	ア 諸室の用途 ・職員の更衣室。 イ 諸室の仕様 ・男女別に設ける。（男性用120人分、女性用20人分）	開き戸	無	有	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	―	更衣ロッカー	―
給湯室	3	ア 諸室の用途 ・執務室に近くで、来庁者の調節的な視線や立入を避けられる位置に配置。 イ 諸室の仕様 ・ミニキッチンを設置	開き戸	無	有	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	ミニキッチン	ダストボックス	―
多目的トイレ	8	ア 諸室の用途 ・職員、来庁者用トイレ。 イ 諸室の仕様 ・以下を設置する予定としている。 洋式トイレ（オストメイト仕様） ベビーチェア・ベビーシート ・オストメイト洗浄については、給湯設備から温水を供給すること。	引き戸	無	有	無	無	無	無	無	有	無	有	無	無	衛生器具	―	―
トイレ	30	ア 諸室の用途 ・職員、来庁者用トイレ。 イ 諸室の仕様 ・男女別に設ける。 ・女子トイレには擬音装置を設置する。	開き戸	無	有	無	無	無	無	無	有	無	有	無	無	衛生器具	―	―

新棟2階

部屋の名称	面積（㎡）	要求水準	建築		電気設備					機械設備						主要な什器・備品等		特記事項
			ドア形状	遮音性能	照明・電灯コンセント	電話	TV接続端子	庁内LAN	放送設備	空調	給排水	給湯	手洗い・洗面化粧台	流し台	ガス	本事業で設置	事業範囲外	
			記載	有無	有無	台数	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無			
米子市都市整備部長室	35	ア　諸室の用途 ・部長の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ　諸室の仕様 ・個室とし、パーテーションで区切ること。 ・配置は建設企画課に隣接した位置。 ・出入口は2箇所設け、1箇所は廊下（来庁者用）、他1箇所は建設企画課側に設置。	開き戸	無	有	1	有	有	無	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、キャビネット、テレビ等	―
市都市整備部建設企画課	500	ア　諸室の用途 ・職員の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ　諸室の仕様 ・来客用のカウンターを設置 ・県とは別の市庁内LANを設置すること	―	無	有	5	有	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、キャビネット、複合機、テレビ等	―
市都市整備部都市整備課		ア　諸室の用途 ・職員の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ　諸室の仕様 ・来客用のカウンターを設置 ・県とは別の市庁内LANを設置すること	―	無	有	5	有	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、キャビネット	―
市都市整備部道路整備課		ア　諸室の用途 ・職員の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ　諸室の仕様 ・来客用のカウンターを設置 ・県とは別の市庁内LANを設置すること	―	無	有	5	有	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、キャビネット	―
会議室（市都市整備部）	130	ア　諸室の用途 ・職員、来庁者の会議室。 イ　諸室の仕様 ・個室とし、パーテーションで区切ること。 ・会議室正面に出入口を設置	引き戸	無	有	1	有	有	有	有	無	無	無	無	無	―	協議机、キャビネット	―
倉庫（市都市整備部）		ア　諸室の用途 ・常用資料の保管。 イ　諸室の仕様 ・執務室の近くへ配置すること。	開き戸	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	―	キャビネット	―
会議室新棟２－１	70	ア　諸室の用途 ・職員、来庁者の会議室。 イ　諸室の仕様 ・個室とし、パーテーションで区切ること。	引き戸	無	有	1	無	有	有	有	無	無	無	無	無	―	机・椅子	―
給湯室	3	ア　諸室の用途 ・執務室に近くで、来庁者の調節的な視線や立入を避けられる位置に配置。 イ　諸室の仕様 ・ミニキッチンを設置	開き戸	無	有	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	ミニキッチン	ダストボックス	―
トイレ	30	ア　諸室の用途 ・職員、来庁者用トイレ。 イ　諸室の仕様 ・男女別に設ける。 ・女子トイレには擬音装置を設置する。	開き戸	無	有	無	無	無	無	無	有	無	有	無	無	衛生器具	―	―

新棟3階

部屋の名称	面積（㎡）	要求水準	建築		電気設備					機械設備						主要な什器・備品等		特記事項
			ドア形状	遮音性能	照明・電灯コンセント	電話	TV接続端子	庁内LAN	放送設備	空調	給排水	給湯	手洗い・洗面化粧台	流し台	ガス	本事業で設置	事業範囲外	
			記載	有無	有無	台数	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無			
米子県土整備局長室	35	ア 諸室の用途 ・局長の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ 諸室の仕様 ・個室とし、パーテーションで区切ること。 ・配置は建設総務課に隣接した位置。 ・出入口は2箇所設け、1箇所は廊下（来庁者用）、他1箇所は建設総務課側に設置。	引き戸	無	有	1	有	有	無	有	無	無	無	無	無	―	机、椅子、協議机、キャビネット	―
米子県土整備局建設総務課	585	ア 諸室の用途 ・職員の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ 諸室の仕様 ・配置は局長室に隣接した位置。 ・他の県土整備局各課とも廊下とカウンター等を介してオープンな間取り。 ・来客用のカウンターを設置	―	無	有	5	無	有	無	有	無	無	無	無	無	カウンター	机、椅子、協議机、キャビネット	―
米子県土整備局維持管理課		ア 諸室の用途 ・職員の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ 諸室の仕様 ・非常通報装置（110番直結）を設置 ・来客用のカウンターを設置 ・天井吊りのテレビ60インチ（1台）を設置	―	無	有	10	無	有	無	有	無	無	無	無	無	カウンター 天井吊りの大型ディスプレイ （60インチ程度のテレビ）	机、椅子、協議机、キャビネット	―
米子県土整備局用地課		ア 諸室の用途 ・職員の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ 諸室の仕様 ・来客用のカウンターを設置	―	無	有	6	有	有	無	有	無	無	無	無	無	カウンター	机、椅子、協議机、キャビネット	―
米子県土整備局計画調査課		ア 諸室の用途 ・職員の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ 諸室の仕様 ・来客用のカウンターを設置	―	無	有	5	無	有	無	有	無	無	無	無	無	カウンター	机、椅子、協議机、キャビネット	―
米子県土整備局道路都市課		ア 諸室の用途 ・職員の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ 諸室の仕様 ・来客用のカウンターを設置	―	無	有	9	有	有	無	有	無	無	無	無	無	カウンター	机、椅子、協議机、キャビネット	―
米子県土整備局河川砂防課		ア 諸室の用途 ・職員の執務室。 ・来庁者対応なども行う。 イ 諸室の仕様 ・来客用のカウンターを設置 ・天井吊りのテレビ60インチ（1台）を設置	―	無	有	5	有	有	有	有	無	無	無	無	無	カウンター 天井吊りの大型ディスプレイ （60インチ程度のテレビ）	机、椅子、協議机、キャビネット	朝鍋ダム情報伝達処理装置の移設が必要
コピー室	25	ア 諸室の用途 ・工事関係書類の複写を行う。 イ 諸室の仕様 ・事務室部分とロッカー等で区切って使用することを想定している。 ・事務室と閲覧室の間に設置する。 ・事務室と隣接して設置する。	引き戸	有	有	0	無	無	無	有	無	無	無	無	無	―	大型コピー機、大型カッター、大型シュレッダー、キャビネット、ダストボックス	―
閲覧室	25	ア 諸室の用途 ・調達公告を設置し、来庁者が確認したり複写する。 イ 諸室の仕様 ・個室とし、パーテーションで区切ること。 ・コピー室と隣接して設置すること。	引き戸	有	有	0	有	有	無	有	無	無	無	無	無	―	協議机、椅子、保管棚、ラック、パソコン、複写機	―
会議室（県土整備局）	25	ア 諸室の用途 ・職員間、職員と来庁者の協議用スペース。 イ 諸室の仕様 ・個室とし、パーテーションで区切ること。	引き戸	有	有	1	有	有	無	有	無	無	無	無	無	―	協議机、椅子、保管棚、複写機	―
給湯室	3	ア 諸室の用途 ・執務室に近くで、来庁者の調節的な視線や立入を避けられる位置に配置。 イ 諸室の仕様 ・ミニキッチンを設置	開き戸	無	有	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	ミニキッチン	食器棚、ダストボックス	―
トイレ	30	ア 諸室の用途 ・職員、来庁者用トイレ。 イ 諸室の仕様 ・男女別に設ける。 ・便器は女子のブースの一カ所を和式とし他は洋式とする。 ・女子トイレには擬音装置を設置する。	開き戸	無	有	無	無	無	無	無	有	無	有	無	無	衛生器具	―	―